

# 令和4年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和4年6月27日（月）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。お時間が若干早いのですが皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。昨年市役所の前でひまわりを見た方もいらっしゃるのではないかと思います。今年をあきる野市農業振興会とJAあきがわ、市の後援によりまして、ひまわりの緑肥事業を行うことになりました。種の申し込みにつきましては、大変申し訳ありませんが、もうすでに終了してしまっているのですが、トウモロコシの栽培の後など、市内12名の方が事業を実施しますので、報告をさせていただきます。それではただ今から、令和4年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お昼のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。ニュースによると、とうとうこんなに早く梅雨が明けてしまいまして、雨もそんなに降った記憶がないのですが、水不足が将来心配されてくると、この暑さで皆さん畑へ出たりして、今日は私もボーッとしてしまうような、そんな感じでしたが、これからは梅雨が明けてしまいましたから、こんな陽気がしばらくの間、何十日も続くのかと思うと先が思いやられますけれども、皆さまくれぐれも体にお気を付けになって、仕事に励んでいただきたいと思えます。また、先月の総会が終わってから急にでしたが、今まで農業委員会にいろいろ貢献していただきました坂本委員が辞任されることになりまして、とても残念なことです。皆さまもくれぐれも本当に体に気を付けて、自分のお仕事、また、委員会にもご協力していただければと思います。今日は案件が少ないのですが、ご意見はいろいろいただきたいと思えます。

暑いので無理をしないで早めに終わらせたいと思えます。本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、6月20日、月曜日に開催されました、第131回農業委員会通常総会に私と事務局長の2名で出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は橋本委員と堀江職務代理になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。はじめに、先月開催されました、あきる野市農業委員会5月総会の議事について補足がございますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは説明をさせていただきます。先月の総会でかけさせていただいた、第1号議案、收受13から收受17、農地法第3条の質疑の際にあった、貸借中に相続が発生した場合の扱いについて補足をさせていただきたいと思えます。使用貸借を行った際、借り手、農地を使っている方が亡くなった場合のみ権利が消滅しまして、貸し手が亡くなった場合、農地の所有者が亡くなった場合には、相続人が引き続きその権利を引き継ぐこととなっております。そのため、貸し手、農地所有者が亡くなった場合は、相続人の方が引き続き貸し借りの権利を相続しまして、貸借は続くということとなっております。補足は以上になります。

(議長) はい。それでは議事に入ります。第1号議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地利用最適化推進委員の辞任について。令和4年5月25日付で申出がされた、農地利用最適化推進委員の辞任について同意をする。令和4年6月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、辞任、農地利用最適化推進委員、坂本博。以上でございます。

(事務局) 今回の案件について、説明をさせていただきます。先月5月25日の総会で坂本委員から申し出がありました件について、辞任の理由については、一身上の都合により農地利用最適化推進委員の職責を十分に果たせなくなってしまったという思いから、願ひ出がされたものとなっています。推進委員の辞任につきましては、農業委員会に関する法律第23条に基づき、農業委員会からの同意を得て辞任をすることができるため、今回の議案とさせていただきます。今回同意をいただいた場合は、本日、令和4年6月27日付けの辞任となります。また、辞任に同意をいただいた場合、農地利用最適化推進委員が1名欠員することとなります。欠員が生じた場合の対応については、あきる野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条により、速やかに補充するよう努めなければならないという努力義務が定められております。しかし、新しく新任者を選任しますと前任者の残任期間、残った期間を引き継ぐこととなりますので、現時点で新しく委員さんを任命しますと、任期が約1年と1ヶ月となっております。新しい委員さんの推薦を行う期間も含めるとかなり短い期間になってしまうことが予測されます。そのため、農地利用最適化推進委員の補充は実施しないことを含めて、同意をいただければと思います。坂本委員は西秋留地区を担当されておりましたが、こちらについては引き続き、農業委員である嶋崎委員と本郷委員にお願いしたいと考えております。説明につきましては以上となります。

(議長) ただいま事務局から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) すみません。あと1年で終わりでしたか？

(事務局次長) 来年の8月末で、3年になりますね。

(嶋崎委員) もうそんなになるんですね。分かりました。その、1年1ヶ月ぐらいだったらいい、という話ですか？短いからとか、努力義務ということは、努めなさいということ？では、探さなくてもいいという、そういうことになるのですか？

(事務局次長) それも含めてここで同意をいただくような形かなと。どうしても必要だということであれば、多分今から準備してやらなければいけないと思うのですが、勘案すると公募・推薦をやるまでの間に1ヶ月かかって、また委員会にもかけないと、総会の中で農業委員会会長の委嘱になりますので、結局期間的には1年切るぐらいになってしまうので、それでしたら現状の中でやるか……。今からやってもまた1年ぐらいで改選ですから、次回もやっていただければいいのですが、覚えるだけでも結構大変なのかなというところもありますので、そこも含めて皆さんに同意をいただければと思います。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、第1号議案の農地利用最適化推進委員の辞任の申出について、また、欠員を補充しないということについて、同意することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、同意することといたします。続きまして、第2号議案、収受29について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年6月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・収受29 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受29について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。6月22日に山崎委員と事務局2名と現地を確認してまいりました。地図は5ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

当該地の右隣にある家が今回購入される〇〇さんのご自宅です。ご自宅のすぐ西隣の農地を今回購入されるということになります。現地はほとんど栗が植えてありまして、あと山椒が2本ぐらいありますが、ほとんど栗です。栗の木はかなり大木になっているものから、まだ植えて数年かなというような若い木まで、本数的には十分なぐらい植わってありました。下草の方は若干伸びている感じはありましたけれども、放置されているという感じではなく、定期的に管理されている中で今少し、タイミング的に伸びてしまっているのかなというぐらいの感じでしたので、特段問題ないかなと思いました。購入される〇〇さんは栗はそのまま栽培を引き継ぐとおっしゃっております。また一部を使ってカボチャの栽培もやりたいというお話のようです。ご自宅の真横ですし、境界線の所に壁やフェンスもなく、本当に地続きという形になっているので、良い所を購入されたんじゃないかなと思います。また、〇〇さんは2ヶ月ぐらい前にもご自宅のすぐ近くの農地を購入されているのですが、ご商売をやられているのですが、最近では農業にかなり力を入れているようですので、特に問題はないのかなと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受29について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年6月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。6月22日に唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は6ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

当該地の右側に〇〇さんの屋敷があります。現在は真ん中にトウモロコシ、またピーマン、ナス等が植わっています。あと、ミカン、栗が少し植わっておりまして、それ以外の所はきれいに耕耘されているようでした。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年6月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。6月22日に事務局2名と嶋崎委員の4名で現地を確認いたしました。地図につきましては7ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

この土地につきましては、昨年7月の農業委員会総会におきまして、引田駅北口土地区画整理事業の施行に伴う仮駐車場の一時転用の議案がありましたが、必要なくなったということで、今回の議案となったということでございます。西側の農道から出入りをするようになっている畑でございます。畑の西側半分につきましては栗畑で、栗の木が18本あり、現在生きているのは8本となっております。かなり老木でございます。残りの半分は以前は家庭菜園程度のものでありましたが、今は草の状態となっております。草丈も長いもので腰ぐらいありますが、昨年7月以降に伸びたと考えますので、作付けは可能ですが、栗の木の抜根は大変な作業だと思われれます。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、

事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。6月22日に野崎委員と事務局2名と、4人で現地確認に行っていました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は●, ●●●㎡ほどの使いやすそうな農地で、もうすでにきれいに耕耘されており、いつでも使用可能な状況になっておりました。借り手は直売所の会員の〇〇さんということで、結構な面積を今やっておられるようですが、現状としてはいつでも使用可能で問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江職務代理から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1ついいですか？今現在、借入地は●●, ●●●㎡で、ここに●, ●●●㎡足されるということですか？

(事務局) はい。これで決定されれば、●●, ●●●㎡ほどになります。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 今回の案件は〇〇さんが△△さんと個人的にやりとりをして、決まったことになるのですか？

(事務局) はい。今回の案件の経緯ですが、△△さんと〇〇さんはお互いスーパーの野菜コーナーに出荷をしております、そこでよくお会いする中で、この畑があるんだけど使わないか？ということで、お互いの合意の上で農業委員会に話が上がって来た案件になります。

(笹本委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) こちらについて補足がありますので、事務局、説明願います。

(事務局) はい。補足説明をさせていただきます。今回、契約期間で●年と●年●●ヶ月とさせていただいているところなのですが、こちらは前回新規の利用権設定を行った際、7月1日貸借開始と8月1日貸借開始で、2つの案件に分かれておりましたので、今回の総会でひとまとめ

にして、貸借の終了日を合わせるということで、次回、●年後の●月●●日終了日となるように、今回合わせて議案にかけさせていただいた次第であります。補足は以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。地図は9ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

まず、○○○-○と△△△の畑は一体的に使用されており、ビニールハウスが2棟あり、機械農具、資材が入っております。屋根のある休憩所が1つあり、手洗い所、トイレもあります。●●●への出荷用としてサツマイモ5柵、エダマメ、トウモロコシが各2柵あり、その他は●●●とその家族用の家庭菜園としてコマ割りがされております。その数は47コマ、大きさは幅2メートル、長さ15メートル程度の約十坪ぐらいの面積になっております。トウモロコシ、ジャガイモ、ナス、インゲン、クウシンサイ、オクラ、ピーマンが作られています。全てのコマが同じ物で●●●で苗や種を提供、指導を行っているそうです。2週間に1回程度の講習会を行っているとのことでございます。このようなシステムは東京都農業会議の事務局の指導の下、NPO法人全国農業体験農園協会が中に入っているとのことでございます。また、来園する方の車は西側の民間の駐車場を使用しているということで、問題はないようです。□□□-□の畑につきましては、●●●への出荷用としてタマネギ、ナス、ピーマンが作られており、ハウスも1棟あり、育苗、資材置場などに利用されておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和4年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

専決報告朗読。

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、7月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時02分